平成２５年（フ）第１８５４号
札幌市白石区本郷通７丁目北４番33号　第３まつだマンション15号
債務者　井上　丈央（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５６号
札幌市北区新琴似４条６丁目７番12号　シェーンブルン46―101号
債務者　築野　達郎
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８４号
札幌市清田区清田７条１丁目８番38号
債務者　保木本正昭
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９０号
札幌市厚別区厚別東２条７丁目７番７号
債務者　佐藤　ミカ（旧姓内木）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９００号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目４番25―103号
債務者　水越　三明
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０２号
札幌市白石区北郷４条５丁目11番７号　ホワイトコートカヤ６―205号
債務者　阿部　哲夫
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４２号
札幌市西区二十四軒１条６丁目14番14号　セザンヌⅡ―102号
債務者　佐々木孝一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９６３号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目３番23―504号
債務者　中村　真冬
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９６４号
札幌市中央区南５条西12丁目1299番地24　セピア館南５条Ｂ―103号
債務者　山越ひとみ
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９６６号
北海道千歳市新富３丁目11番13―２号　ハイツフジモリＢ102号
債務者　野田　新子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９６７号
札幌市白石区本通４丁目北４番15号　Ｅフラット201号
債務者　山田　清次
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９７１号
札幌市南区澄川３条３丁目２番１―502号
債務者　石田　智洋
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８３号
札幌市東区伏古１条４丁目３番９号　ラフォーレ14―301号
債務者　竹内　仁志
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２００１号
札幌市西区二十四軒４条５丁目７番10号　クーナコトニ203号
債務者　浅井　誠司
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８７号
北海道石狩市花川南８条２丁目45番地　コーポ足立201号
債務者　鈴木　健也
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５号
北海道北見市桂町２丁目210番地１　シャトーコマチ203号
債務者　森谷　美紀
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
北海道北見市中ノ島町２丁目１番４―45号
債務者　佐々木日出男
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係